

旅行業約款（受注型企画旅行契約）

第一章 総 則

適用範囲
当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）
当社の約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者に提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

4 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）
当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従つて、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）
当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができます。

第二章 契約の締結

（企画書の交付）
当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿つて作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することができます。

（契約の申込み）
第六条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金（その内訳として企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）
第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
一 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
二 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者が有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないととき。
三 旅行者が、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は経営屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
四 旅行者が、当社に対する暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
五 旅行者が、風説を流布し、偽証を用いたり、威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
六 その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）
第八条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）
第九条 当社は、前条の定める契約の成立後やがい、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、第五条第一項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第一項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）
第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日/旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にご回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第三項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報通信の技術を利用する方法）
第十二条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記載されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に備えられたファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限りません）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金の額の変更）
第十三条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第三章 契約の変更

（契約内容の変更）
第十四条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の開きし得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ運送やがいに当該事由が開きし得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して、契約内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）
第十五条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、審しき経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に示すところにおいて有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増額するか、又は減少することができます。

2 当社は、前述の定めどおり旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目以降に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、第一項の定めどおり適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めどおりにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

（旅行者の交換）
第十六条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

（旅行者の解除権）
第十七条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等がかかる取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において註添書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料等については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるにかかわらず、運送・宿泊機関等の運送代金の額を支払うべき旅行代金等を免除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 当社によって契約内容が変更されたときは、その変更が別表第二上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

二 第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたときは。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

四 当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となつたとき。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権）
第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げおそれがあると認められるとき。

三 旅行者が、契約内容に關する問題を抱えたとき。

四 スキーや目的とする旅行における必要な防寒等の旅行実施条件にあって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき。

五 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の関与しない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められるとき。

六 通信契約を締結した場合であって、旅行者が有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

七 旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

（当社の解除権—旅行開始前の解除）
第十九条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の繼續に耐えられないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げおそれがあるとき。

三 旅行者が、契約書面が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

4 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

5 旅行者が、第七条第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

6 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

7 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

8 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

9 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

10 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

11 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

12 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

13 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

14 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

15 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

16 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

17 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

18 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

19 旅行者が、当社の規定により受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなったとき。

20 旅行者が、当